法第３１条（浄化槽）

家庭用トイレ排水循環システム

家庭用トイレ排水循環システムは、法第３１条第２項に規定する「公共下水道以外に放流」するものではないため、原則として令第３２条の規定の適用外である。ただし、設置にあたっては事前に所轄環境部局と協議することが望ましい。